

# 誰もが働きやすい職場環境づくり助成金

短時間正社員制度の導入・採用に取り組んだ企業に対し、必要な経費の一部を助成することにより、県内企業等の「働き方改革」を進めることを目的とします。

## 対象事業

かがわ働き方改革推進宣言企業が行う、雇用開始前2年以内に短時間正社員制度を整備し、短時間正社員を新たに雇用、またはフルタイム正社員を短時間正社員に転換して6カ月以上雇用する事業

## 助成額

一律50万円

## 募集期間

令和8年4月15日（水）から令和8年10月30日（金）

## 手続きの流れ

- ① 申請書提出（事業者→県）
- ② 審査・交付決定通知（県→事業者）
- ③ 実績報告書作成・提出（事業者→県）  
※事業完了後30日以内又は、令和9年4月12日（月）まで（いずれか早い日）
- ④ 審査・助成額確定通知（県→事業者）
- ⑤ 請求書作成・提出（事業者→県）
- ⑥ 支払い（県→事業者）

## 対象事業者

助成金の支給を受けようとする事業者は、次の1から7のいずれにも該当することが要件です。

- ① 香川県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業事業主であること。
- ② 「かがわ働き方改革推進宣言」を行っていること又は助成金申請時まで当該宣言を行う予定であること。
- ③ 過去3年間に労働関係法令に関し重大な違反がないこと。
- ④ 過去3年間に悪質な不正行為により国又は地方自治体から本来受けることのできない助成金等を受け、又は受けようとしたことにより当該助成金等の不交付措置を執られていないこと。
- ⑤ 雇用保険の適用事業主であること。
- ⑥ 県税の滞納がないこと。
- ⑦ 過去に同一の事業について県の助成金の交付実績がないこと。

## 問い合わせ

香川県商工労働部労働政策課 総務・雇用労政グループ  
香川県高松市番町四丁目1-10  
TEL: 087-832-3370 MAIL: rosei@pref.kagawa.lg.jp

詳細については、「誰もが働きやすい職場環境づくり助成金交付要綱」及び「誰もが働きやすい職場環境づくり助成金募集要項」をご覧ください。交付要綱、募集要項及び所定様式は県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/rodofukushi/daremogahatarakiyasuku.html>